意見書第　号

難病等の対策の更なる推進を求める意見書（案）

我が国の難病対策は、2015年１月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されたことにより、法的根拠を持ち推進されているところである。

同法では、難病患者に対する医療等は、難病の特性に応じて、総合的に行われなければならないとされており、厚生労働大臣は難病患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないとされている。

国および地方自治体はこの基本的な推進方針に沿い、難病対策を総合的に推進するとともに、国民への周知を進め、難病や疾病のある子供たちも含め、難病患者が未来に希望を持てるよう、一層の努力が求められている。

よって、国会および政府におかれては、難病および難病以外の長期慢性疾患の患者やその家族が、地域で格差なく安心して暮らすことができる社会の実現に向け、下記の措置を講じられるよう、強く求める。

記

１　未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぐとともに、指定難病対象疾病の拡大を進めること。

２　難病や疾病のある子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立するほか、情報通信技術の活用等により、教育を受ける機会を保障すること。

３　難病患者とその家族が地域で尊厳を持って生活していくことができるよう、医療費を始めとする経済的負担の軽減を図るとともに、福祉サービスの提供等の政策をさらに進めること。

４　専門医療と地域医療の連携を強化し、医療の地域間格差をなくすこと。

５　難病患者の就労拡大や就労支援を充実させること。

６　全国難病センター（仮称）の設置等により、都道府県難病相談支援センターの充実や一層の連携、患者・家族団体活動への支援、難病問題の国民への周知等を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年　月　日

滋賀県議会議長　　有　　村　　國　　俊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて

意見書第　号

医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書（案）

医薬品は、国民の健康および生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうと、国民生活に重大な影響を及ぼしかねない。

近年、後発医薬品製造企業の製造管理の不備等による行政処分に端を発する一連の供給不安が広がっており、後発医薬品のみならず、多くの医療用医薬品において出荷停止、限定出荷等による影響が続いている。

また、本年度は、インフルエンザを始めとする感染症の報告数が多い状況が続いており、感染症対症療法薬の確保が例年以上に必要となっている。

医療機関や薬局では、供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応等が行われているものの、患者に不利益が生じかねない状況である。

さらに、物価上昇等によるコストが増加する中で、医薬品製造業者等の体力が低下し、医療用医薬品の安定供給に更なる支障が生じることが懸念される。

よって、国会および政府におかれては、国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講じられよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年　月　日

滋賀県議会議長　　有　　村　　國　　俊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて

意見書第　号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対しては、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において支援を継続することが重要である。

令和５年３月、法務省は地方公共団体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定しており、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

法務省では、地方公共団体が性犯罪をした者の支援を行うために必要な情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供することとしており、一部の府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

各地方公共団体による独自の取組も重要ではあるが、地方公共団体が再犯防止の取組をより効果的に進めるためには、まずは国、地方公共団体、関係機関等のより一層の連携が不可欠である。

よって、国会および政府におかれては、性犯罪の根絶に向けて、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

１　性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方公共団体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

２　再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者の情報を地方公共団体に提供する仕組みの実効性を高めること。

３　地方公共団体において、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を有する人材を育成するために必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年　月　日

滋賀県議会議長　　有　　村　　國　　俊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

あて